

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和5年10月24日

「翔んで埼玉 ～琵琶湖より愛をこめて～」とコラボレーションしたエスカレーターの安全利用ポスターを掲示します

令和3年10月1日に施行された「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」では、エスカレーターの利用者の義務として「立ち止まった状態で利用しなければならない。」と定めています。

しかし、令和4年度県政世論調査の結果では、駅でエスカレーターを「歩いて利用した」と回答した人の割合が10歳代・20歳代で39.0%と最も高く、若年層に向けた啓発が課題となっています。

今回、県は11月23日（木・祝）公開予定の映画「翔んで埼玉 ～琵琶湖より愛をこめて～」とコラボレーションして、エスカレーターの安全な利用を呼び掛けるポスターを作成しました。

このポスターを県内の鉄道駅、商業施設や公共施設に設置されているエスカレーターの管理者に提供し、エスカレーター周辺での掲示をお願いすることで、若年層を始めとしたエスカレーター利用者に、左右両側に立ち止まって乗るよう訴えかけます。

【概要】

- ・ポスター作成部数 2,000部（A1及びA2サイズ）
- ・提供先 県内にエスカレーターを設置している事業者・市町村など
（鉄道駅、商業施設、公共施設などの管理者）
- ・提供時期 令和5年10月25日前後